

# ～グリーンポイントクラブ広告掲載・募集基準～

平成21年5月1日

## 第1条（趣旨）

この基準はグリーンポイントクラブ（以下、GPCと表記）ホームページに掲載する広告の基準、及び、その募集に関し、遵守すべき事項を定めるものである。

## 第2条（広告の種類）

広告の種類は、バナー広告とする。

## 第3条（広告の位置）

1. 広告の掲載位置は、GPCホームページのトップページで、GPCが指定した区画位置とする。
2. 広告の掲載期間中において、GPCホームページの運用上必要が生じた場合は、GPCの裁量により、区画位置を変更することができるものとする。

## 第4条（広告の規格）

広告の規格は次のとおりとする。[2009/05/01 時点]

1. 大きさ 縦60ピクセル 横240ピクセル
2. 容量 50キロバイト以内
3. 画像形式 JPEG・GIF 形式、もしくは、SWF 形式

## 第5条（掲載しない広告）

次に掲げる広告は掲載しないものとする。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの。
4. 社会秩序を乱す表現（暴力、賭博、麻薬、売春など）が含まれるもの。
5. 他者（社）を誹謗・中傷するおそれのあるもの。
6. 差別、名誉棄損、プライバシーの侵害など人権を侵害するおそれがあるもの。
7. 詐欺的なもの、または、いわゆる不法商法とみなされるもの。
8. その他、GPCが不相当と判断したもの。

## 第6条（広告の掲載期間等）

1. 広告の掲載は月を単位とし、原則としてその開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。ただし、掲載開始日もしくは終了日が土日祝日にあたる場合は、その後日をもって初日もしくは終了日とする。
2. 掲載期間は原則1年間とし、広告主の申し出がないかぎり、以降は自動継続とする。

## 第7条（広告掲載の申込み）

広告の掲載希望者（社）は、GPCホームページにある広告掲載申込書を、広告掲載開始希望月の14日前までに提出するものとする。

## 第8条（広告掲載可否の決定等）

1. GPCは、第6条の基準による申込があった時は、第5条の基準により掲載の可否を決定するものとする。
2. 掲載の可否決定後、GPCは速やかに申込者（社）に対し、その結果を通知するものとする。

## 第9条（広告掲載料金等）

1. 広告の掲載料金は1区画につき月額2万円（税別）、年間一括申込みは20万円（税別）とする。
2. GPCは株式会社ジャプラに掲載料金請求回収業務を委託し、広告主は、株式会社ジャプラが発行する請求書に基づき、支払い期日までに指定口座に振込をするものとする。

## 第10条（解約）

1. 広告主が掲載期間の途中で解約を希望する場合、書類をもってGPCに提出しなければならない。
2. 中途解約は上記の書類がGPCに届いた月末とし、月末をもって広告掲載をとりやめるものとする。

3. 解約時の広告掲載料は、解約時の翌月分掲載料まで支払わなければならない。年間一括申込み解約時の場合は、広告掲載料の払い戻しは行われない。

#### **第11条（掲載の取り消し）**

GPCは次の各号のいずれかに該当する時は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消す事ができるものとする。

1. 広告の掲載料金を指定する期日までに納入しなかったとき。
2. 広告の原稿を指定する期日までに納入しなかったとき。
3. 提出された広告原稿が、申込み内容と著しく異なっていたとき。
4. 広告または広告ホームページの内容が、法令に違反し、または違反する恐れがあるとき。
5. 広告または広告ホームページの内容が、第5条の各号のいずれかに該当したとき。
6. 広告主が法令に違反し、または重大な反社会的行為を行う等、GPCホームページに掲載することが適当でないと認められる行為を行ったとき。

#### **第12条（広告主の責任等）**

1. 広告及び、広告ホームページの内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。
2. 広告の原稿は原則として、広告主が用意作成するものとする。

#### **第13条（付則）**

1. 本基準は平成21年5月1日から施行するものとする。

以上